

償却資産(固定資産税)申告の手引き

市税につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年も償却資産の申告の時期がまいりましたのでご案内いたします。償却資産の所有者は、1月1日(賦課期日)現在において阪南市に所有している償却資産の状況を、申告していただくことになっております。

つきましては、申告書等を同封いたしましたので、この『申告の手引き』を参照のうえ、期限内にご提出くださるようお願いいたします。

提出期限 申告年 1月31日

(1月31日が土、日曜日の場合は翌月曜日になります。)

- ※ 提出期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、なるべく早めの提出にご協力ください。
- ※ 事業所把握のため必要ですので、該当資産なしの場合でも、申告書の備考欄にその旨を記入して、提出いただきますようお願いいたします。

申告書等の提出先及び問い合わせ先

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

阪南市役所 財務部 税務課 固定資産税担当

電話 072(471)5678

- ※ 郵送により申告書を提出される方で、控用について返送を希望される場合は、必ず返信用封筒に切手を貼付し同封してください。
(返信用封筒、切手がない場合は返送しませんのでご注意ください。)
- ※ 本市では、申告内容の照合確認調査を進めており、減価償却資産明細書や固定資産台帳の写しなどで、減価償却資産の内訳(資産名称・取得年月・取得価格・数量)がわかる書類の添付にご協力をお願いします。

阪 南 市

《 目 次 》

I 償却資産の申告について

- 1 申告していただく方 1
- 2 提出する書類及び記入事項 1

II 償却資産の範囲

- 1 償却資産とは 2
- 2 償却資産の種類 3
- 3 建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分 4

III 償却資産の課税について 5

IV 課税標準額の計算方法 5

- (減価残存率表) 6

V 申告の作成にあたって

- 1 申告の方法 7
- 2 申告に際しての注意点 8

VI 記入例

- 申告書の書き方 9
- 明細書（増加資産・全資産用）の書き方 10
- 明細書（減少資産用）の書き方 11

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

申告年1月1日現在阪南市内において、会社や個人で工場や商店・駐車場・賃貸住宅を経営され、事業のために使用する構築物、機械及び装置、工具器具、備品等(これらを償却資産といいます。)を所有している方です。(他人の事業のために貸し付けている場合も含む。)

(お願い)償却資産を所有していない方でも、お手数ですがその旨を備考欄に記入してください。

2 提出する書類及び記入事項

申告していただく方	記 入 事 項	提 出 書 類
① 初めて申告される方		
ア.資産がある場合	申告年1月1日現在において 阪南市内に所有されている全ての資産	償却資産申告書 種類別明細書
イ.資産がない場合	申告書「17 備考」欄中、 「1.該当資産なし」に○をつけてください。	償却資産申告書
② 前年度までに申告されている方		
ア.増加や減少がある場合	前年1月2日から申告年1月1日 までに取得した資産及び減少した資産 その他の変更事項	償却資産申告書 種類別明細書
イ.前年度と資産の内容が 同じ場合	申告書「17 備考」欄中、「1.該当資産なし」 「2.増減なし」に○をつけてください。	償却資産申告書
③ 電算システムにより申告 されている方	申告年1月1日現在において 阪南市内に所有されている全ての資産	償却資産申告書 種類別明細書
④ 廃業又は事業所の廃止等	申告書「17 備考」欄中、該当する番号に ○をつけ異動年月日を記入してください。	償却資産申告書

※ 申告の際、国税申告書添付書類（法人税申告書の別表16及び固定資産台帳（減価償却資産明細書）又は所得税申告決算書の減価償却費の計算）を添付してください。資産が阪南市以外にもある方は、明細書に阪南市分とそれ以外とがわかるようお願いします。

申告書の書き方がわからない場合

この申告について、提出書類の記載方法がわからない場合は、税務課固定資産税担当へお早めにご相談ください。なお、印かん及び次のような書類をお持ちいただければ、その場で申告を済ませることができます。

- | | |
|-------|--|
| 個人の場合 | <ul style="list-style-type: none">・簡易帳簿又は固定資産台帳（減価償却資産明細書）・所得税青色申告決算書・その他減価償却資産の明細のわかる書類 |
| 法人の場合 | <ul style="list-style-type: none">・固定資産台帳（減価償却資産明細書）・法人税確定申告書・その他減価償却資産の明細のわかる書類 |

Ⅱ 償却資産の範囲

1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権などのような無形減価償却資産、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等は、課税の対象にはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

業種別の主な償却資産

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面(アスファルト等)、庭園、門、塀、外溝、外灯、広告塔、ネオンサイン、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、ルームクーラー等の冷暖房設備、金庫、コピー機、パソコン、テレビ、フェンス、その他。
喫茶・飲食店	看板、室内装飾品、レジスター、カラオケ、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、厨房用品、接客用家具・備品、放送設備、タオル蒸器、自動販売機、その他。
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、タオル蒸器、赤外線灯、サインポール、その他。
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ビニール包装設備、ボイラー、スリーブ、その他。
開 業 医	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン)、歯科診療用ユニット、投影器、各種キャビネット、その他。
小 売 業	陳列棚、陳列ケース、自動販売機、冷蔵ストッカー、冷蔵庫、レジスター、日よけ、その他。
ガソリンスタンド	ガソリン計量機、独立キャノピー、地下タンク、洗車機、防壁、構内舗装、カーワッシャー、その他。
自動車修理業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、舗装路面(アスファルト等)、リフト、オイルクリーナー、溶接機、ホーニング、チェンブロック、カーワッシャー、グラインダー、コンデンサー、その他。
金 属 製 品 組 立 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、シャーリング、研磨機、グラインダー、溶接機、クレーン、コンプレッサー、圧縮機、測定・検査工具、その他。
駐 車 場 業	照明等の電気設備、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐車料金自動精算装置、その他。
パチンコ・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、コンピューター、カード発行機、その他。
テニスクラブ	テニスコート、オートテニス設備、人工芝、照明設備、ガット張機、その他。
ゴルフ練習場	ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備、照明設備、その他。
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫(室)、冷凍機、陳列ケース、肉切機、ひき肉機、その他。
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機、シーズニング機、校正機、その他。
建 設 業	ブロックゲージ、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、破石機、さく孔機、その他。
公 衆 浴 場	煙突、井戸、ボイラー、温水器、ろ過機、その他。
精 米 業	精米機、調質装置、混米機、その他。

2 償却資産の種類

下の表は、申告の対象となる資産を例示したものです。

資産の種類			主 な 償 却 資 産
1	構 築 物	構 築 物	受変電設備、門、塀、広告塔、煙突、構内舗装（駐車場の舗装も含む。）、屋外排水溝、焼却炉、さん橋、庭園、緑化施設、その他土地に定着する土木設備等
		建物附属設備	建物の所有者が取り付けけた建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区別されます。（P.4 参照） 賃借人がその事業のために取り付けけた内装、造作、建築設備については、賃借人の償却資産として取扱います。（P.8 参照）
2	機 械 及 び 装 置		工作機械、木工機械、化学機械、印刷機械、機械式駐車場設備等 クレーン等建設機械等 ブルドーザー、パワーショベル、その他自走式作業用機械等 運搬設備（コンベア、起重機等）その他各種産業用機械及び装置等
3	船 舶		一般船舶、漁船、はしけ、曳船、モーターボート、ボート等
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船等
5	車 両 及 び 運 搬 具		フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「0,00～09及び000～099」、「9,90～99及び900～999」の車両） 自動車税及び軽自動車税の課税対象となる乗用車、トラック等、及びこれらに附属するカーラジオ、カーナビゲーションシステム等は除きます。 大型特殊自動車の要件 (1) 最高速度 15Km/h を超えるもの (2) 長さ 4.7m を超えるもの (3) 幅 1.7m を超えるもの (4) 高さ 2.8m を超えるもの
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		測定工具、検査工具、取付金具、鍛圧工具、切削工具、雑工具等 机、椅子、ロッカー、金庫、電子計算機、レジスター、テレビ、コピーパソコン、ルームクーラー、看板（ネオンサイン）、陳列ケース、ファクシミリ、測定機器、光学機器等、医療機械器具、理容・美容器具等、娯楽用機器、自動販売機、貸衣装、その他営業用器具・備品等

3 建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分

(1)建物附属設備については、次の表に掲げるように償却資産と家屋とに区分して取り扱われます。

なお、家屋との判別がつかない資産については、全て申告してください。

(家屋との二重課税にならないよう課税又は課税除外の処理をします。)

(2)ここに記載されていない設備で不明な点は、税務課までお問い合わせください。

建物と建物附属設備の所有者が同一の場合

設 備 区 分	償却資産として取扱うもの	原則として家屋に含めるもの
電 力 設 備	変電設備、予備電源設備、工場用動力配線	屋内配線
照 明 設 備	ネオンサイン、スポットライト、投光器	
中央監視制御装置	中央監視制御装置一式（配線を含む。）	
電 話 設 備	交換機、電話機、電源装置	配管及び配線
インターホン設備	マイクロホン、拡声器（アンプ）、親機、子機	電鈴、ブザー、配管及び配線
火災報知設備	屋外のもの（配線を含む。）	屋内のもの（配線を含む。）
電気時計設備	親時計、充電器、蓄電器、モーターサイレン（屋外）	配管及び配線
冷暖房設備	ルームクーラー、独立煙突及び煙道	家屋と構造上一体となった空調設備一式
換 気 設 備	扇風機、ウィンドクーラー	換気扇、ベンチレーター
給排水設備	井戸、独立高架水槽、屋外給排水設備	屋内のもの
給湯設備	独立煙突、独立煙道、局所式給湯設備	中央式給湯設備のボイラー・貯湯槽、配管
ガ ス 設 備	屋外供給本管（メーターから外側の配管）、メーター、各種ガス器具	屋内配管、排気筒、カラン
消 火 設 備	ホース、ノズル、手提式消火器、車輪付消火器、炭酸ガス消火設備のガスボンベ、屋外の消火栓	屋内に取り付けられた消火栓・スプリンクラー、ドレンチャー
運 搬 設 備	気送管設備の気送子、生産用エレベーター、工業用ベルトコンベヤー （ビル等にある昇降設備のものは、家屋に含める。）	リフト、エレベーター、エスカレーター、気送管、ダムウェーター、メールシュート、ベルトコンベヤー
厨 房 設 備	厨房用各種器具	造りつけの調理台、流し台
衛 生 設 備	移動性のユニットバス、屋外に施された浄化槽	浴槽、手洗器、浄化槽（屋内）
劇 場 用 設 備	移動性の舞台設備、スクリーン、映写設備	造りつけのもの
銀 行 等 の 設 備	貸金庫設備、移動性の営業台、スクリーン格子、ガラス仕切、移動性の保管庫	夜間金庫、大型金庫扉、固定された営業台
店 舗 内 装 設 備	商品小売業等のショーウィンドー、陳列棚、壁面飾り棚 簡易間仕切り（ボルト締めで床に固着する程度のもの）	家屋と構造上一体性の強いもの
ガソリンスタンドの設備	キャノピー（事務所等から分離独立しているもの）、地下油槽	上屋
屋外駐車場設備	舗装路面（アスファルト等）、フェンス、雨よけ（周壁がなく独立しているもの）	保安室
そ の 他	看板、広告塔、門、塀、庭園、人工芝、防火壁、日よけ等	避雷設備一式

(注)一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

Ⅲ 償却資産の課税について

1 納税義務者

申告年1月1日現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

2 課税標準額

申告年1月1日現在の価格（申告に基づき評価額の計算をしたうえ決定します。）の合計額が課税標準額となります。

3 税額の計算方法

課税標準額
(1,000円未満切捨) $\times$ (税率) $\frac{1.4}{100}$ = 年税額(100円未満切捨)

4 免 税 点

課税標準となるべき合計が150万円に満たない場合は課税されません。

5 納 期

納期は、奇数月（5月、7月、9月、11月）の末日となっております。

6 過年度課税

今回の申告で、前年1月1日以前に取得していたが、申告漏れとなっていた資産があった場合、その内容によって5年を限度として過去の年度に遡って課税されます。(地方税法第17条の5第3項)

7 実地調査について

地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際は、ご協力をお願いします。また、実地調査等に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく過年度に遡及することもありますので、あらかじめご承知おきください。なお、調査にお伺いする時は、事前に連絡をいたします。

8 虚偽の申告をした場合、又は申告しなかった場合

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、又は正当な理由がなくて申告をしなかった場合は、地方税法第385条の規定により過料を課せられることがあります。

Ⅳ 課税標準額の計算方法

- (1) 申告していただいた資産を個々に計算し、評価額(1月1日現在)を算出します。
- (2) 評価額は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基本にして算出します。
- (3) 評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

評価額(1月1日現在)の求め方

	評 価 額
前年中に取得した資産	取得価額 $\times$ $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$ 小数点第3位未満切捨
前年前に取得した資産	前年度の評価額 $\times$ $(1 - \text{減価率})$

減価残存率表

耐用年数 耐 年 数	減価率 (償却率) r	減価残存率		耐用年数 耐 年 数	減価率 (償却率) r	減価残存率		耐用年数 耐 年 数	減価率 (償却率) r	減価残存率	
		前年中 取 得	前年前 取 得			前年中 取 得	前年前 取 得			前年中 取 得	前年前 取 得
		$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$			$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$			$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$
2年	0.684	0.658	0.316	26年	0.085	0.957	0.915	50年	0.045	0.977	0.955
3	0.536	0.732	0.464	27	0.082	0.959	0.918	51	0.044	0.978	0.956
4	0.438	0.781	0.562	28	0.079	0.960	0.921	52	0.043	0.978	0.957
5	0.369	0.815	0.631	29	0.076	0.962	0.924	53	0.043	0.978	0.957
6	0.319	0.840	0.681	30	0.074	0.963	0.926	54	0.042	0.979	0.958
7	0.280	0.860	0.720	31	0.072	0.964	0.928	55	0.041	0.979	0.959
8	0.250	0.875	0.750	32	0.069	0.965	0.931	56	0.040	0.980	0.960
9	0.226	0.887	0.774	33	0.067	0.966	0.933	57	0.040	0.980	0.960
10	0.206	0.897	0.794	34	0.066	0.967	0.934	58	0.039	0.980	0.961
11	0.189	0.905	0.811	35	0.064	0.968	0.936	59	0.038	0.981	0.962
12	0.175	0.912	0.825	36	0.062	0.969	0.938	60	0.038	0.981	0.962
13	0.162	0.919	0.838	37	0.060	0.970	0.940	61	0.037	0.981	0.963
14	0.152	0.924	0.848	38	0.059	0.970	0.941	62	0.036	0.982	0.964
15	0.142	0.929	0.858	39	0.057	0.971	0.943	63	0.036	0.982	0.964
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944	64	0.035	0.982	0.965
17	0.127	0.936	0.873	41	0.055	0.972	0.945	65	0.035	0.982	0.965
18	0.120	0.940	0.880	42	0.053	0.973	0.947	70	0.032	0.984	0.968
19	0.114	0.943	0.886	43	0.052	0.974	0.948	73	0.031	0.984	0.969
20	0.109	0.945	0.891	44	0.051	0.974	0.949	75	0.030	0.985	0.970
21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950	80	0.028	0.986	0.972
22	0.099	0.950	0.901	46	0.049	0.975	0.951	85	0.026	0.987	0.974
23	0.095	0.952	0.905	47	0.048	0.976	0.952	90	0.025	0.987	0.975
24	0.092	0.954	0.908	48	0.047	0.976	0.953	95	0.024	0.988	0.976
25	0.088	0.956	0.912	49	0.046	0.977	0.954	100	0.023	0.988	0.977

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

V 申告の作成にあたって

1 申告の方法

(1) 前年度までに申告されている方 → 資産の増減を申告してください。

- 同封した資産一覧表を基にして、所得税青色申告決算書(個人)・法人税確定申告書の減価償却資産関係書類(計算明細書等)に記載されている資産と照合のうえ、前年中に減少した資産及び増加した資産を申告してください。

ただし法人税法又は所得税法上減価償却が終わり、残存価額のみが計上されている資産についても、固定資産税上は、課税の対象となりますので、ご注意ください。

- 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産も漏れなく申告してください。

なお、申告漏れについては、過年度分課税になります。

(2) 前年度までに申告されている方で資産の増減がない方

- 前年中に資産の増減がない場合は、申告書「17 備考」欄に記載の「2. 増減なし」に○をつけて、必ず申告書を提出してください。

(3) 初めて申告される方 → 全資産を申告してください。

申告年1月1日現在、阪南市内に所有している資産の明細を全部申告してください。

(4) 電子処理により申告される方

- 申告年1月1日現在、阪南市内に所有する全ての資産について、評価額を算出して申告してください。

なお、申告の作成においては以下の事項に注意してください。

- ① 市からお送りした申告用紙に記載している所有者コードを記載してください。
- ② 種類別明細書の入力用は、提出する必要ありません。
- ③ 申告書の取得価額及び評価額欄は、各資産種類別・合計欄にそれぞれ集計して記載してください。
- ④ 機械・装置等の改良費は、別資産として区分し計上してください。

(5) 事業を廃止・解散等された方

前年12月末日までに、阪南市内での全ての事業を廃止・解散等された場合は、償却資産申告書の「17 備考」欄に記載している項目に○をつけて、異動年月日を記入して提出してください。

2 申告に際しての注意点

次のものについても、申告の対象となります。

- (1) 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終わった資産
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供している資産
- (3) 簿外資産(耐用年数を経過したものを含む。)で、事業の用に供している資産
- (4) 一時的に遊休及び未稼働資産であっても、1月1日現在において、事業の用に供することができる状態にある資産
- (5) 1個(1組)の取得価額が20万円未満(平成元年3月31日までに取得した資産については10万円)のものであっても、経理上資産として帳簿に計上されているもの
- (6) 赤字決算等のため減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産
- (7) 圧縮記帳している資産については、本来の正常な価格(圧縮をしない額)で申告してください。
- (8) 改良等の費用のうち資本的支出として計上した資産
(本体とは別に、取得年月の異なるごとに申告してください。)
- (9) 福利厚生用の資産(社宅用・宿舍用・寮用)で、減価償却できるもの
- (10) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

自動車に取り付けられた設備について

自動車に取り付けられたカーエアコン、カーオーディオ、カーナビゲーションについては、その機能、形式、構造等が自動車用として特別に設計された自動車固有の設備で自動車そのものと一体をなしているものであり、固定資産税の課税客体には該当しません。

少額の減価償却資産の取扱いについて

国 税 (法人税、所得税)	地 方 税 (固定資産税)
① 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、一時に損金(必要な経費)に算入可能	一時に損金(必要な経費)に算入されたものは課税対象となりません。
② 当該法人等の有する減価償却資産(取得価額が20万円未満)を一括して、3年間で損金(必要な経費)に算入可能(「一括償却」)	「一括償却」の対象とされたものは課税対象となりません。
③ 個別償却の場合	課税対象となります。
④ 中小企業者等の取得価額30万円未満の減価償却資産に対する特別制度(租税特別措置法第28条の2・第67条の8)により、損金算入または必要経費算入(即時償却)の場合	課税対象となります。

賃借人(テナント)が施工した内装等について

賃貸ビルなどを借り受けて事業されている方(テナントといいます。)が、ご自分の費用で内装や電気・ガスその他の設備を施行されている場合、それらの資産については、テナントの方の償却資産として申告していただくことになります。

(地方税法第343条第9項、市税条例第59条第7項)

- 1 内 装 天井、床、内部、外部仕上げ、建具、間仕切り、その他工事
- 2 附属設備 電気、ガス、給排水、衛生、空調、運搬設備、その他設備

借用資産(リース資産)と割賦販売について

資産が借用資産(リース資産)である場合には、原則として申告対象とはなりません。

(所有者への課税となります。)

なお、所有権留保付割賦販売(リース終了後、借受人の所有となるものも含む。)で購入された資産については、申告の対象となりますのでご注意ください。

Ⅵ 記入例

申告書の書き方

① 住所（又は納税通知書送達先）を記入してください。
また、ビル等に入居している場合は、ビル名称、階数及び部屋番号を記入してください。
※本店所在地が異なる場合は本店住所も記入してください。

② 氏名を記入し、押印してください。
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入し、社印及び代表者印を押印してください。
※屋号も必ず記入してください。

⑨ (ロ) 前年中に減少したものの前年中に減少（売却・滅失・移動）した資産及び前年に申告漏れになった減少資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。
種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と同じです。

⑩ (ハ) 前年中に取得したものの前年中に増加（新品取得・中古取得・移動による受入れ）した資産及び前年に申告漏れになった資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。
種類別明細書（増加資産・全資産用）の取得価額の合計額と同じです。

⑪ 計 ((イ)-(ロ)+(ハ))
((イ) 前年前に取得したもの)-(ロ) 前年中に減少したもの)+(ハ) 前年中に取得したものによって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

⑤ 事業種目を具体的に記載してください。
また、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

⑥ 阪南市で事業を開始した年月又は法人の設立年月を記入してください。

⑧ 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

⑦ この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

④ 決算月を記入してください。

⑫ 法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写を添付してください。

⑬ 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお、「有」に該当する場合は「増加償却届出書」の写を添付してください。

⑭ 非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告には含めなくても構いません。ただし、種類別明細書（増加資産・全資産用）は必要です。

⑮ 課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、課税標準の特例に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。

⑯ 租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められていません。

⑰ 阪南市内の資産の所在地を記入してください。また、2以上の資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主たる場所の番号を○で囲んでください。

⑱ 借用（リース）資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、貸主の住所、氏名を記入してください。
(借用している事業所家屋は除く。)

平成 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

③ 申告書提出日を記入してください。
平成 年 月 日
受付印
阪南市長 様

① 住所（又は納税通知書送達先）を記入してください。
〒599-0201 本店住所
大阪府阪南市尾崎町35-1

② 氏名を記入し、押印してください。
はんなんたろう 代表取締役
阪南太郎株式会社 阪南太郎
(屋号 阪南太郎商店)

⑤ 事業種目 (資本等の金額)
衣類販売業 (30 百万円)

⑥ 事業開始年 昭和 50 年 10 月

⑧ 税理士 氏名 阪南一郎 (電話 071-471-5678)

④ 決算月 12 月

⑦ この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。
係名 尾崎町 氏名 下谷 電話番号 17

⑨ (ロ) 前年中に減少したものの前年中に減少（売却・滅失・移動）した資産及び前年に申告漏れになった減少資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	5,024,477		5,024,477	5,024,477
2 機械及び装置	239,023,431	4,120,000	6,180,000	241,083,431
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2,000,000			2,000,000
6 工具、器具及び備品	49,321,582	3,307,500	6,623,200	52,637,282
7 合計	295,369,490	7,427,500	12,803,200	300,745,190

⑩ (ハ) 前年中に取得したものの前年中に増加（新品取得・中古取得・移動による受入れ）した資産及び前年に申告漏れになった資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

⑪ 計 ((イ)-(ロ)+(ハ))
((イ) 前年前に取得したもの)-(ロ) 前年中に減少したもの)+(ハ) 前年中に取得したものによって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

⑫ 法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写を添付してください。

⑬ 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお、「有」に該当する場合は「増加償却届出書」の写を添付してください。

⑭ 非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告には含めなくても構いません。ただし、種類別明細書（増加資産・全資産用）は必要です。

⑮ 課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、課税標準の特例に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。

⑯ 租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められていません。

⑰ 阪南市内の資産の所在地を記入してください。また、2以上の資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主たる場所の番号を○で囲んでください。

⑱ 借用（リース）資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、貸主の住所、氏名を記入してください。
(借用している事業所家屋は除く。)

⑲ 添付した書類の名称を記入してください。
・該当する資産がない場合
該当項目 1. を○で囲んでください。
・昨年度までの申告資産の内容と変わらない場合(増減なし)
該当項目 2. を○で囲んでください。
・廃業・解散・事業廃止等の方は、それぞれ該当する項目の番号を○で囲み、異動年月日を記入してください。

明細書(増加資産・全資産用)の書き方

※ 申告書類は、そのまま電算入力しますので、なるべく同封のものを使用してください。

- (イ) 前年度(前年1月2日から申告年1月1日まで)に阪南市内で新たに取得した資産。
 (ロ) 前年度に取得した資産で新たに申告することとなった資産(移動・申告漏れ等)。
 (ハ) 初めて申告される方は、申告年1月1日現在阪南市内に所有している資産を全部報告してください。

⑤ 資産を実際に取得した年月を記入してください。
 年号については、明治-1、大正-2、昭和-3、平成-4とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。

⑥ 該当資産を取得されたときの金額を右づめで記入してください。
 なお、圧縮記帳については、償却資産の評価上認められませんので、当該圧縮を含めた実際の取得価額を記入してください。
 ・消費税の取り扱い
 税抜き経理方式の場合→消費税を含まない額
 税込み経理方式の場合→消費税を含んだ額

④ 数字を使用し、右づめで記入してください。

① 資産一覧表に載っている所有者コードを記入して下さい。
 初めの方は空けておいてください。

② 資産に対応する1～6の数字を記入してください。
 構築物-1、機械及び装置-2、船舶-3、航空機-4、車両及び運搬具-5、工具、器具及び備品-6

③ 資産の種類は、左づめで記入してください。
 ・20字を超える場合は、20字以内に省略してください。
 ・名称が同じものが続く場合は、「同上」「々」などとせず、それぞれの名称を記入してください。

平成 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名	
所有者コード		〇〇株式会社										枚数	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	償却率	課税標準の特例	課税標準	増加事由	摘要		
01	2	1	エアコン	14/12/3	2480000	12	0.0			1-2	取得		
02	2	2	スクリーンコンピュータ	14/12/4	1500000	12	0.0			1-2	取得		
03	2	3	エアコン	14/12/7	2200000	12	0.0			1-2	取得		
04	6	4	オフィスセット	13/6/2	308200	8	0.0			1-2	取得		
05	6	5	カーナビ	14/12/5	3180000	2	0.0			1-2	取得		
06	6	6	カーナビ	14/12/7	335000	5	0.0			1-2	取得		
07	6	7	カーナビ	14/12/12	2800000	2	0.0			1-2	取得		
08										1-2			
09										1-2			
10										1-2			
11										1-2			
12										1-2			
13										1-2			
14										1-2			
15										1-2			
16										1-2			
17										1-2			
18										1-2			
小計					12803200								

⑦ 法定耐用年数(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5及び第6)に掲げる耐用年数を記入してください。

⑧ 資産が増加したことについて、該当する番号を○で囲んでください。
 新品取得-1、中古取得-2、移動による受入-3、その他-4

増加事由欄が4(その他)に該当する場合、「申告漏れ」等その事由を摘要欄に記入してください。

課税標準の特例及び非課税に該当する場合は、その適用条項等を記入してください。
 (例)法349の③、法附15⑤2

資産一覧表の記載内容に誤りがある場合は、種類別明細書(増加資産・全資産用)に正しい内容を記入し、摘要欄に「取得価額訂正」と明示して種類別明細書(減少資産用)には、誤って記載してある資産の資産番号、名称等を記入してください。

耐用年数の変更があった場合
 償却資産申告書の右下「17 備考欄」に変更する資産の資産番号等を記入してください。
 (例)資産番号 6-20
 耐用年数 6→4変更

この書類は、そのまま電算処理用データとして使用しますので正確に記入してください。
 特に「取得年月」「取得価額」「耐用年数」は、評価計算の基礎となりますので記入漏れのないようお願いします。

明細書(減少資産用)の書き方

※ 申告書類は、そのまま電算入力しますので、なるべく同封のものを使用してください。

- (イ) はじめて申告される方には、この申告は送付していません。
- (ロ) 前年中(前年1月2日から申告年1月1日まで)において、売却、滅失、他市町村へ移動などの事由で、資産が減少した場合又は前年度申告漏れの資産について記入してください。
- (ハ) 簿外資産や耐用年数の経過した資産であっても事業に使用することが出来る場合は、減少資産には該当しません。

平成 年度 種類別明細書(減少資産用)

所有者コード 1x-23xx

所有者名 ○○株式会社

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
					年	月				1売却	2滅失	3移動	4その他	
01	2		クミタテヨウパレットコンベア	1	3	63 7	3,800,000	12		1・2・3・4	①	2		
02	2		4020トンパワープレス	1	4	6 2	320,000	12		1・2・3・4	①	2		東京へ移動
03	6		10オウセツセット	1	4	8 8	307,500	8		1・2・3・4	①	2		615,000の一部
04	6		20エアコン	1	4	10 5	150,000	6		1・2・3・4	①	2		
05	6		50カナガタ	1	4	12 12	2,850,000	2		1・2・3・4	①	2		取得価額訂正

① 同封の資産一覧表に載っている所有者コードを記入してください。

② 同封の資産一覧表の「資産番号」欄に印字している資産番号を記入してください。

③ 減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

④ 記入する必要はありません。

⑤ 当該資産が減少した事由及び区分について、該当するものの番号を○で囲んでください。
〔「2 滅失」とは、廃棄の意味です。〕

• 減少の区分が「2一部」に該当する場合は、615,000の一部と記入してください。
• その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

平成 年度 資産一覧表

大阪府大阪市

(この内容は平成 年1月1日現在のものです)

所有者コード

1x-23xx

納税者 氏名

〇〇株式会社

納税者 住所

阪南市尾崎町35-1

個人 項 1

全体 項 1

種類

資産コード

資 産 の 名 称 等

数 量

取 得 年 月

取 得 価 額

耐 年

特 例

2

10

クミタテヨウパレットコンベア

1

3. 63. 7

3,800,000

12

2

20

テンゾウバン

1

3. 42. 9

1,780,000

11

2

30

旋盤

1

3. 45. 12

860,000

11

2

40

20トンパワープレス

1

4. 6. 2

320,000

12

2

50

ドリル研磨機

1

3. 58. 8

2,100,000

11

6

10

オウセツセット

1

4. 8. 8

307,500

8

6

20

エアコン

1

4. 10. 5

150,000

6

6

30

包装機

1

3. 57. 8

370,000

15

6

40

パソコン

1

4. 10. 7

875,900

6

6

50

カナガタ

1

4. 12. 12

2,850,000

2

※この「資産一覧表」は、昨年までに申告された申告書をもとにして、償却資産課税台帳に登録された全資産の明細です。(種類別) 1.構築物 2.機械及び装置 3.船舶 4.航空機 5.車輛及び運搬具 6.工具器具及び備品